附則第三十四条の二を削る。

附則第四十条の三を次のように改める。

第四十条の三　削除

附則別表第一から附則別表第六までを削る。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第四条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条の三」を「第二十五条」に、「掛金」を「掛金等」に、「第三十八条の二―第四十条」を「第三十九条・第四十条」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

第五条中「退職共済年金及び」を削る。

第十四条第一項並びに第二項第一号及び第三号中「給与」を「報酬」に改める。

第十七条第二項ただし書中「で第二十条第二項に規定する長期給付に相当する給付を行うもの」を削り、「厚生年金保険の被保険者」の下に「（加入者及び他の法律に基づく共済組合の組合員たる被保険者を除く。）」を加える。

第二十条第二項を削り、同条第三項中「第一項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十一条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「給与」を「報酬」に改める。

第二十二条の見出しを「（標準報酬月額）」に改め、同条第一項の表以外の部分中「標準給与の等級及び月額」を「標準報酬月額」に、「給与月額」を「報酬月額」に、「区分」を「等級区分（次項の規定により標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）」に、「標準給与の日額」を「標準報酬日額」に改め、同項の表中「標準給与の等級」を「標準報酬月額の等級」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に、「給与月額」を「報酬月額」に、「

第三十級	六二〇、
第三十一級	六五〇、
第三十二級	六八〇、
第三十三級	七一〇、
第三十四級	七五〇、
第三十五級	七九〇、
第三十六級	八三〇、
第三十七級	八八〇、
第三十八級	九三〇、
第三十九級	九八〇、
第四十級	一、〇三〇、
第四十一級	一、〇九〇、
第四十二級	一、一五〇、
第四十三級	一、二一〇、

」を

第三十級	六二〇、
第三十一級	六五〇、
第三十二級	六八〇、
第三十三級	七一〇、
第三十四級	七五〇、
第三十五級	七九〇、
第三十六級	八三〇、
第三十七級	八八〇、
第三十八級	九三〇、
第三十九級	九八〇、
第四十級	一、〇三〇、
第四十一級	一、〇九〇、
第四十二級	一、一五〇、
第四十三級	一、二一〇、

」に改め、同条第十三項中「給与

〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上　六三五、〇〇〇円未満
〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上　六六五、〇〇〇円未満
〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上　六九五、〇〇〇円未満
〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上　七三〇、〇〇〇円未満
〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上　七七〇、〇〇〇円未満
〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上　八一〇、〇〇〇円未満
〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上　八五五、〇〇〇円未満
〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上　九〇五、〇〇〇円未満
〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上　九五五、〇〇〇円未満
〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上一、〇〇五、〇〇〇円未満
〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上一、〇五五、〇〇〇円未満
〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上一、一〇五、〇〇〇円未満
〇〇〇円	一、一〇五、〇〇〇円以上一、一七五、〇〇〇円未満
〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上

」に改め、同条第十三項中「給与月額」を「報酬月額」に、「第二項、第五項」を「第三項、第六項」に、「第九項若しくは第十一項」を「第十項若しくは第十二項」に、「第八項」に、「給与を」を「報酬を」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「給与の」を「報酬の」に、「給与月額」を「報酬月額」に、「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「給与の」を「報酬の」に、「給与月額」を「報酬月額」に、「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「給与の支払」を「報酬の支払」に、「給与の総額」を「報酬の総額」に、「標準給与」を「標準報酬月額」に、「給与月額」を「報酬月額」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「標準給与」を「標準報酬月額」に、「給与に」を「報酬に」に、「給与の」を「報酬の」に、「給与月額」を「報酬月額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「第七項又は第九項及び第十項若しくは第十一項及び第十二項」を「第八項又は第十項及び第十一項若しくは第十二項及び第十三項」に、「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「給与の」を「報酬の」に、「給与月額」を「報酬月額」に、「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による標準報酬月額の等級区分については、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第五十二条の二第二項の規定による標準報酬の区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより前項の規定による標準報酬月額の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬月額の等級のうちの最高等級の標準報酬月額は、同条第一項及び第二項の規定による標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額を超えてはならない。